

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年3月9日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 産業部
農業復興推進室
- 2 監査期間 令和3年1月14日から同年3月5日まで
- 3 監査対象範囲 農地等小災害復旧業務に係る契約事務（令和元年度及び2年度）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 農地等小災害復旧業務に係る契約事務の執行状況について、別紙のとおり指摘しました。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部局	不 適 正 事 項																					
	項 目	内 容																				
産業部 農業復興推進室	契約事務	<p>1 請書</p> <p>農地等小災害復旧業務について、市と契約相手方15者は、業務委託単価契約書（令和2年2月19日締結、同年3月31日変更）を取り交わしたほか、契約相手方15者に業務実施個所ごと（総合支所管轄分を含む。）に本来不要である請書（印紙（200円）貼付。計246枚）を提出させた。</p> <p>これは、産業部農業復興推進室の誤った指導により、義務のない事務と経済的負担を理由なく契約相手方15者にさせたものであり、著しく妥当性を欠く不適正なものである。</p> <p>なお、請書の提出を受けた課・室及び請書の枚数は次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(1) 産業部農業復興推進室</td><td style="text-align: right;">54枚</td></tr> <tr><td>(2) 河北総合支所地域振興課</td><td style="text-align: right;">135枚</td></tr> <tr><td>(3) 雄勝総合支所地域振興課</td><td style="text-align: right;">5枚</td></tr> <tr><td>(4) 河南総合支所地域振興課</td><td style="text-align: right;">32枚</td></tr> <tr><td>(5) 桃生総合支所地域振興課</td><td style="text-align: right;">2枚</td></tr> <tr><td>(6) 北上総合支所地域振興課</td><td style="text-align: right;">18枚</td></tr> </table> <p>2 履行確認</p> <p>業務委託契約書別紙には、例えば石巻地区の単価として、種別に応じて次のとおり記載がある。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">契約単価（土砂1m³当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地（田、畑）</td> <td style="text-align: center;">15,690円</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td style="text-align: center;">17,650円</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td style="text-align: center;">17,290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>これによれば、撤去した堆積土砂の体積に契約単価を乗じて、支払い金額が決まることから、検査では、撤去した堆積土砂の数量の確認が重要になる。</p> <p>この点、契約相手方から提出された完成届には、堆積土砂の撤去前後の写真が掲載され、撤去作業の</p>	(1) 産業部農業復興推進室	54枚	(2) 河北総合支所地域振興課	135枚	(3) 雄勝総合支所地域振興課	5枚	(4) 河南総合支所地域振興課	32枚	(5) 桃生総合支所地域振興課	2枚	(6) 北上総合支所地域振興課	18枚	種 別	契約単価（土砂1m ³ 当たり）	農地（田、畑）	15,690円	水路	17,650円	農道	17,290円
(1) 産業部農業復興推進室	54枚																					
(2) 河北総合支所地域振興課	135枚																					
(3) 雄勝総合支所地域振興課	5枚																					
(4) 河南総合支所地域振興課	32枚																					
(5) 桃生総合支所地域振興課	2枚																					
(6) 北上総合支所地域振興課	18枚																					
種 別	契約単価（土砂1m ³ 当たり）																					
農地（田、畑）	15,690円																					
水路	17,650円																					
農道	17,290円																					

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
		<p>状況確認には資するが、記載された処理数量が確かか否かは、検査による確認が必要となる。</p> <p>検査員作成の検査調書報告書からは、撤去前又は撤去後の堆積土砂の数量を計測したことを確認できず、また、産業部農業復興推進室から事情を聞き取った際も処理数量を的確に把握したことを示す資料の提示や説明がなかった。</p> <p>以上から、当該業務の履行確認が適正になされたとはおよそ認められず、検査は不適當であったと言わざるを得ない。</p> <p>なお、今後、同様の業務を実施する際は、仮に堆積土砂の体積の確認が困難ならば、本件業務とは異なる単価の考え方や単価契約以外の方法を検討すべきと考える。</p>